

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区設立認可
地方労働委員会委員の免職
肥料検査成績の公表
基本測量の延期
種畜の廃用
種畜証明書書の書換交付
森林区の改正
- ◇電気訓令 鳥取県電気局の事業所処務規程
鳥取県電気局職員勤務評定規程
鳥取県電気局職員研修規程
- ◇正誤 昭和三十二年七月一日鳥取県営電気事業管理規程第五号等訂正

告示

鳥取県告示第三百九十三号

鳥取市百谷谷口頼男ほか十四人の者から申請のあつた大沢池土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十二年八月二日認可した。

昭和三十二年八月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百九十四号

第十一期鳥取地方労働委員会委員油木巖を願により七月三十一日その職を免じた。

昭和三十二年八月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き昭和三十二年四月、五月、六月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十三年八月十三日
鳥取県知事 遠 藤 茂

(四月分)

肥料の種類	保証票添附者	検査 点数	うち 合格点 数
硫酸アンモニア	三菱化学工業株式会社	一	〇
過りん酸石灰	石原産業株式会社	一	〇
第一種複合肥料	神島化学工業株式会社	三	〇
	日本チツカリン肥料株式 会社	二	〇
	鳥取県中央農業協同組合 連合会	二	〇
	浦安農業協同組合	四	〇
	吉原製油株式会社	二	〇
ひまし油かす粉			
(五月分)			
塩化アンモニア	宇部曹達工業株式会社	三	〇
石灰窒素	電気化学工業株式会社	一	〇
第一種複合肥料	新日本窒素肥料株式会社	二	〇
	日産化学工業株式会社	二	〇

日本チツカリン肥料株式 会社	二	〇
鳥取県中央農業協同組合 連合会	一五	〇
豊国製油株式会社	二	〇
住友化学工業株式会社	二	〇
三菱化成工業株式会社	二	〇
鳥取県中央農業協同組合 連合会	六	〇
中山村農業協同組合	三	〇
赤碓農業協同組合	三	〇
浅津農業協同組合	三	〇
東郷農業協同組合	六	〇
花見農業協同組合	三	〇

鳥取県告示第三百九十六号
次のとおり基本測量を延期する旨建設省地理調査所長か
ら通知を受けた。

昭和三十三年八月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 作業種類 基本測量(重力測量)
- 二 作業期間 五月二十日から 五月二十日から
七月三十一日まで 十一月三十日まで
- 三 作業地域 鳥取県内

鳥取県告示第三百九十七号

次の種畜は廃用された。

昭和三十三年八月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号	名号	品種	飼養者住所氏名
昭三二鳥取一 第五〇号	健栄	黒毛 和種	鳥取県東伯郡関金町 藤井 重光
六二	花米	"	西伯郡中山町 田川 太蔵

鳥取県告示第三百九十八号
次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。
昭和三十三年八月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号	名号	品種	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三二鳥取一第三五号	花勝	黒毛和種	鳥取県東伯郡北条町 西村昌晴	鳥取県西伯郡中山町 田川太蔵

鳥取県告示第三百九十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六条の規定により森林区を次のように定め、昭和二十六年八月十七日

鳥取県告示第三百七十八号(森林区を定める件)は廃止し、昭和三十三年四月一日から施行する。
昭和三十三年八月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

基本計画区の呼称

区

域

鳥取A基本計画区

I 森林区

岩美町(旧東村、旧岩井町及び旧蒲生村)

岩美町(旧東村、旧岩井町及び旧蒲生村を除く地域)

国府町(旧宇倍野村を除く地域)

鳥取市(旧鳥取市)及び福部村

鳥取市(旧米里村、旧面影村及び旧倉田村)津ノ井村及び国府町(旧宇倍野村)

鳥取市(旧大正村、旧東郷村、旧美穂村、旧大和村、旧神戸村、旧豊美村及び旧明治村)

鳥取市(旧末恒村、旧松保村、旧大郷村、旧吉岡村、旧湖山村及び旧千代水村)

気高町及び鹿野町

青谷町

河原町

郡家町

八頭村及び丹比村

鳥取B基本計画区

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

X

XI

XII

XIII

XIV

XV

XVI

XVII

XVIII

XIX

XX

XXI

XXII

XXIII

XXIV

XXV

XXVI

XXVII

XXVIII

鳥取C基本計画区

若桜町(旧若桜町)

若桜町(旧池田村)

智頭町(旧山郷村)

智頭町(旧那岐区)

智頭町(土師区及び富沢区)

智頭町(智頭区及び山形区)

船岡町

用瀬町

佐治村

泊村、東郷村及び羽合町

三朝町(旧三朝村、旧三徳村及び旧小鹿村)

三朝町(旧旭村)

三朝町(旧竹田村)

関金町

鳥取E基本計画区

XLVI XLV XL XL XL XL XL XXX XXX

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

- 江府町(旧神奈川村)
- 根雨町
- 黒坂町
- 石見村
- 福栄村
- 多里村
- 伯南町(旧日野上村)
- 伯南町(旧山上村)
- 高宮村

鳥取D基本計画区

XXXV XXXV XXXV XXXV XXXV XXXV XXXV XXXV XXXV XXXV

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

- 北条町及び倉吉市(旧北谷村及び旧高城村を除く地域)
- 倉吉市(旧北谷村及び旧高城村)
- 大栄町、由良町及び東伯町
- 赤碕町
- 中山町
- 名和町及び大山町
- 淀江町、伯仙町、日吉津村、米子市及び境港市
- 岸本町及び会見町
- 西伯町
- 溝口町
- 江府町(旧神奈川村を除く地域)

電気局訓令

鳥取県営電気事業訓令第三号

局 本 庁 一 般
各 事 業 所

鳥取県電気局の事業所処務規程を次のように定める。

昭和三十二年八月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県電気局の事業所処務規程

(総則)

第一条 鳥取県電気局の事業所の処務については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(職務)

第二条 所長は上司の命を受け処務を掌理し、所員を指揮監督する。

2 所員は、所長の命を受けて事務に従事する。

(事務分担)

第三条 所長は、所員の事務分担を定めて電気局長に報

告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(事務の代決)

第四条 所長に事故があるときは、次長を置いた場合は次長が、置かない場合は分担する事務に従い予め所長の指令した上席の吏員がその事務を代決する。

2 代決した事項は、代決者の責任において、遅滞なく所長の後関を受けなければならない。

(所長専決事項)

第五条 次の事項は、所長において専決処分することができる。

一 交代勤務者の勤務時間、休憩時間及び休息時間に關すること。

二 所長及び所員の区域内巡回に關すること。

三 所長及び所員の出張に關すること。

四 所員の職務に専念する義務の免除に關すること。

五 所員の宿日直命令に關すること。

六 所長及び所員の時間外勤務命令に關すること。

鳥取県営電気事業訓令第四号

局 本 庁 一 般
各 事 業 所

鳥取県営電気事業訓令第四号

昭和三十二年七月一日から適用する。

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県営電気事業訓令第四号

(その他)

第七条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は電気局長の承認を得て、所長が定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和三十二年七月一日から適用する。

鳥取県営電気事業訓令第四号

局 本 庁 一 般
各 事 業 所

鳥取県電気局職員勤務評定規程を次のように定める。

(鳥取県知事 遠 藤 茂)

第一条 鳥取県電気局に勤務する職員の勤務評定は、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

第二条 職員の勤務評定は、鳥取県職員勤務評定規程(昭和三十年八月鳥取県訓令第二十号)を準用する。ただし、規程中に「部長」又は「総務部長」とあるのは「電気局長」と「人事課長」とあるのは「業務課長」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、昭和三十二年七月一日から適用する。

鳥取県営電気事業訓令第五号

局 本 庁 一 般
各 事 業 所

昭和三十一年七月一日鳥取県管電氣事業訓令第一号中誤植があるので次のとおり訂正する。

小 鹿 県 管
発 電 建 設
事 務 所 長
印

小 鹿 発 電
建 設 事 務
所 長 印

19 頁 誤 正

鳥取県電氣局職員研修規程を次のように定める。
昭和三十一年八月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一条 鳥取県電氣局に勤務する職員の研修は、鳥取県

正 誤

昭和三十一年七月一日鳥取県管電氣事業管理規程第五号中誤植があるので次のとおり訂正する。

17 頁 段 行 誤

上、五、二 二十二 評価額五十万円以上の物品の出納命令

二十三 職員の福利厚生計画の樹立及び実施 二十三 評価額五十万円以上の物品の出納命令

二十四 職員の研修計画の樹立及び実施 二十四 職員の福利厚生計画の樹立及び実施

二十五 十万円未満の予備費の使用 二十五 職員の研修計画の樹立及び実施

二十六 予金の操作 二十六 十万円未満の予備費の使用

二十七 予金の操作

職員研修規程（昭和二十七年六月鳥取県訓令第十四号）の例による。

附 則

この訓令は、昭和三十一年七月一日から適用する。